

# 比較研究のために必要な 刑罰状況と犯罪状況のデータ

Data of Punishment and crime necessary for comparison research

犬山 絵美

桐蔭横浜大学大学院法学研究科博士後期課程

(2006 年 9 月 20 日 受理)

1. はじめに
2. 諸外国の犯罪比較
  - 2.1 不法目的侵入罪
  - 2.2 強盗
3. 諸外国の刑罰比較
  - 3.1 不法目的侵入罪
  - 3.2 強盗
4. むすびにかえて

## 1. はじめに

今日、わが国の刑務所が過剰収容という状況にあるのは周知のとおりである。

刑務所の過剰収容は、刑務所人口の増加によって起きる現象だが、その刑務所の過剰収容の要因の1つとして、新規確定受刑者の増加および受刑者の在所期間の長期化が直接的な引き金となっているといえる。しかしながら、犯罪には多くの暗数があるということが言われているように、これは単純に犯罪が凶悪化した結果とは言い切れないのである。

例えば、もし、犯罪が増加していなくても、人々が増加したと思えば、警察の活動を強化したならば、より多くの犯罪者を検挙することが可能になってくるのである。そして更に、警察など司法システムが検挙者をより厳罰に処せば、刑務所人口は増加することになる。要するに、刑務所人口の増加は、警察の活動の強化・認知、検挙体制の強化、警察等刑事司法システムによる執行の厳罰化によってもたらされるものである。

つまり、警察を端緒とする刑事司法の流れの中で、警察、検察、裁判所でそれぞれのフィルターを通り、最後まで残ったものが刑務所に収容されるのであり、刑務所人口はそのフィルターの目の大きさ、かけられ方によって決定されるといえるのである。よって、我が国の刑務所人口の増加に直接的な影響を与えている要因は、警察、検察等の刑事司法システムが犯罪およ

び犯罪者に対して厳しい姿勢で臨もうとその姿勢を強化したことにあると考えられる。

たとえば、犯罪が増加し、厳罰化が犯罪抑止に本当に効果があるならば、犯罪不安の高まりや、厳罰化の要請自体は自然なことなのかもしれない。あるいは、世論が適切な情報提供を受けて、適正な判断をした結果、厳罰化というのであれば、それは適切な防衛として捕らえることができるかもしれない。しかし、実際に犯罪全体の認知数は増えているものの、それが、そのまま治安の悪化とは単純には考えられない。たとえば、最も暗数が少ないと言われている重要な犯罪の一つである殺人などでは認知件数の増加は認められないからである。

要するに、今日あるわが国の刑務所の過剰収容は、犯罪の増加よりも、厳罰化への動きが見られることに起因する。これは刑事司法そのものが国民に開かれつつある中で、刑事政策が世論の動きと連動し始めたことに加えて、被害者保護の視点を重視することが、刑事司法の重要な課題となっている中で当然のことなのかもしれない。人々の間で、犯罪不安が高まりつつあるのは事実であり、国民が厳罰化を望んでいる以上、刑事司法システムが世論の動向を汲むことは自然な流れといえるであろう。犯罪に対する恐怖が存在することは無視してはならないが、ここでは犯罪の標的に関する情報を国民に提供することがきわめて重要である。

私たちは、「厳罰化で犯罪は本当に減るのか」ということを考える必要がある。大量の犯罪者を刑務所に収容するのが本当にいい方法なのだろうか。経済不況の厳しい財政下において治安維持費を増額する為には、福祉・教育予算が犠牲になることが少なくないとも言われている。福祉・教育の充実は、最大の犯罪予防策であるのならば、アメリカ合衆国の例に見られる通り、こうした社会的機能の弱体化は、長期的なスパンで考えると犯罪増加を招きかねないのである。また、前述した通り、犯罪者を社会から長期間隔離することは、社会との絆が希薄となり、社会復帰をより困難なものとする危険性がある<sup>(1)</sup>。それは、刑事政策の目的からも、刑務所の成し得る役割からも、大きくかけ離れてしまっている。現在、過剰収容下にある我が国が目指すものは、厳罰化という安直な方法を安全の対策とはせず、世論の不必要な犯罪不安を取り除き、刑務所も社会の一部であると言うことを受け止めていかなければならないということではないだろうか。そのためには、政府、刑事司法、マスメディア等の徹底した、対策が必要となるであろう。

今、世界的な問題となっている刑務所の過剰収容を緩和していく為に、諸外国の刑務所および刑罰の実情を見ていくことは、大変有効であると考えられる。しかし、一概に我が国の制度に当てはめて理解するのは困難であり、単にうわべだけを見るのではなく、一国の刑罰制度が立脚する歴史、文化的な背景をしっかりと見ていく必要がある。

また、何故、諸外国間、もっと詰めていけば、隣国の間にさえも、刑務所人口や、刑期に乖離があるのだろうかという、1国の問題だけではなく、犯罪と刑罰の2か国以上にわたる犯罪レベルとパターンについて、比較し、傾向について議論することも大変有効だと考える。さらに、時間の経過における2か国以上にわたる刑罰レベルや傾向について議論することも大変有効であると考えられる。本稿では、複数国家における犯罪と刑罰傾向について、被害者調査と警察記録の両方のデータをもとに分析をする。

## 2. 諸外国の犯罪比較

国家の伝統的な分析は、公式的な犯罪率と10万人あたりの拘禁率を比較することに従来は基礎を置いていた。しかし、公式的な犯罪率は、被害者調査からのデータよりも不完全で、時間が経つにつれて、警察による被害者報告で報告された犯罪記録、そして中央データバンクに報

告する際の警察の操作を考慮しなくてはならない。

一般に拘禁率の増加は、犯罪を犯す数、有罪宣告の確率、留置を伴う有罪確率、刑の程度、刑期などの増加があるかを調査することが重要である。

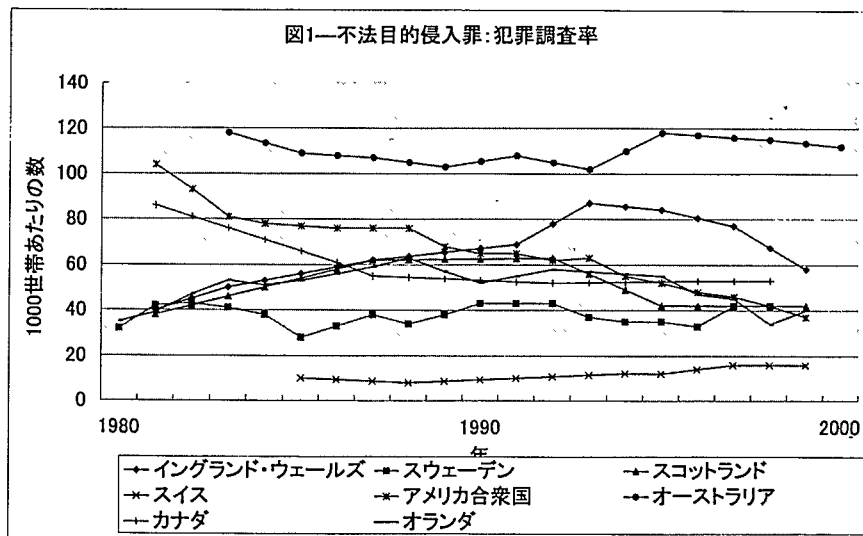
以下で、諸外国間8か国からの規格化した犯罪と刑罰データを見ていこう。その8か国とは、オーストラリア、カナダ、イングランド・ウェールズ、オランダ、スイス、スコットランド、スウェーデン、アメリカ合衆国である。8か国のそれぞれから犯罪行為に関するデータは、被害者調査と警察の記録から引き出し、そして、警察、裁判所、及び強制的資料から事例処理データを引き出した。民法の調査と、敵対者相互間の慣習法のシステムと手順の間いくつかの周知の違いがあるが、8つの国の刑事司法システムにも、より同様の違いがあることを念頭に置いておかなければならない。また、注意しなければならないのは、犯罪がどう定義されるかが、国の間に違いが存在するという点である。たとえば、殺人は、既遂と未遂とを含んでいる国もあれば、他方で既遂だけが数えられる国もある。たとえば、不法目的侵入罪においても住宅と商業用建物の両方の事件を含んでいる国と含んでいない国がある。国によっては、不法目的侵入罪という罪自体がない国もある。

アメリカ合衆国、イングランド・ウェールズでは不法目的侵入罪とみなされる犯罪は他のさまざまな特性の犯罪分類で数えている。

データは、主にイングランド・ウェールズ、アメリカ合衆国、スウェーデン、オーストラリア、スコットランド、スイス、カナダ、オランダについての被害者調査および警察記録である。

### 2. 1 不法目的侵入罪

図1は1980年から2000年までの20年間の、8か国全ての不法目的侵入罪の調査率における変化を示している。



参照：Michael Tonry and David P. Farrington (eds.), Crime and Punishment in Western Countries, 1980-1999, Crime and Justice A Review of Research, Vol.33, Chicago and London: The University of Chicago Press, 2005

その率は、オーストラリアで一貫して最も高く、スイスで最も低く、その次にスウェーデンが続く。また、イングランド・ウェールズでは1993年まで増加し、その後は減少している。その間、アメリカ合衆国は着々と減少している。

表1は不法目的侵入罪と強盗のその20年間の調査の相関関係を示す。

表1 相関関係

|                | イングランド・ウェールズ | アメリカ合衆国 | スウェーデン | スコットランド | オランダ | オーストラリア | カナダ  | スイス  |
|----------------|--------------|---------|--------|---------|------|---------|------|------|
| <b>不法目的侵入罪</b> |              |         |        |         |      |         |      |      |
| 調査率            | .67          | -.97    | -.10   | -.15    | -.10 | .02     | -.83 | .76  |
| 記録された率         | .48          | -.95    | -.44   | -.64    | .78  | .97     | -.56 | .87  |
| 有罪宣告/1000人の犯罪者 | -.89         | .82     | -.84   | -.83    | -.87 | -.84    |      | -.86 |
| 拘禁の蓋然性/有罪宣告    | .6           | .41     | -.63   | .93     |      | .53     |      | .40  |
| 平均刑期           | .74          | -.12    | -.53   | .43     |      | .82     |      | .62  |
| <b>強盗</b>      |              |         |        |         |      |         |      |      |
| 調査率            | .91          | -.69    |        | .74     | -.17 | .31     | -.20 | .29  |
| 記録された率         | .96          | -.43    | .91    | .49     | .93  | .97     | -.07 | .80  |
| 有罪宣告/1000人の犯罪者 | -.88         | .74     |        | -.33    | .77  | .45     |      | -.62 |
| 拘禁の蓋然性/有罪宣告    | -.60         | -.20    | -.73   | .81     | -.10 | -.90    |      | -.92 |
| 平均刑期           | .92          | -.13    | .0     | .11     | .79  | .23     |      | .99  |

参 照：Michael Tonry and David P. Farrington (eds.), Crime and Punishment in Western Countries, 1980-1999, Crime and Justice A Review of Research, Vol.33, Chicago and London: The University of Chicago Press, 2005

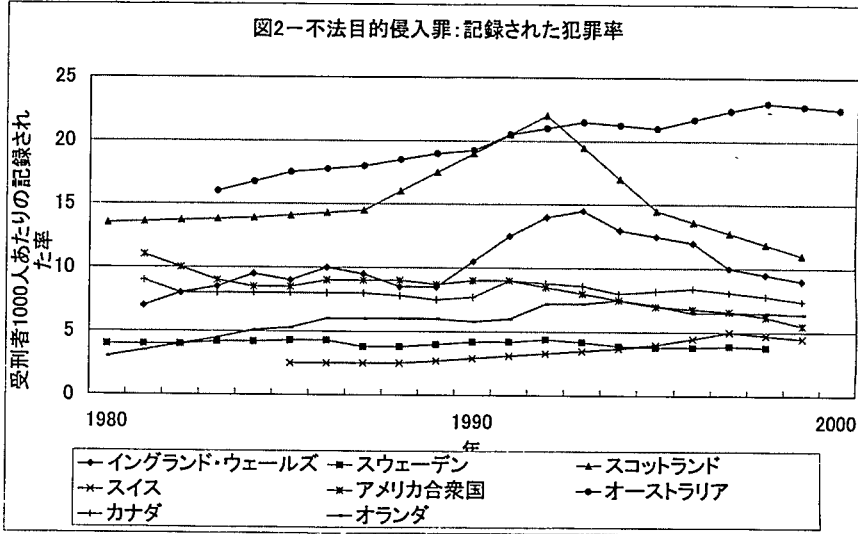
表1の相関関係は、調査犯罪率が増えたか減ったかどうかに関するおおよその考えを得るために計算されたものである。この表1に示された数字は、相関関係の傾向の違いを反映するものと考え、その関係からなる傾向にどのくらい近くにあったかで相関関係を指し示す。判断基準のひとつとして、絶対値で0.4よりも大きいかどうかを目安とし、0.4よりも高いものをプラスの相関関係、-0.4よりも低いものをマイナスの相関関係と想定する<sup>(2)</sup>。

たとえば、スイスで、調査における不法目的侵入罪の率の年間相関関係は0.76であり、その相関関係が、時間の経過とともに一般的増加であると示す。それとは対照的に、アメリカ合衆国(-0.97)とカナダ(-0.83)という大きなマイナスの相関関係は、連続してかなりの減少を示しているといえる。しかしながら、その相関関係は、この表を見る限りの中では、マイナスの相関関係といえるのであるが、長い間での変化を考えると、重大ではないのである。

たとえば、イングランド・ウェールズでの不法目的侵入罪の調査の率と年間の0.67の相関関係は、犯罪調査が一般的にこの期間(1981年から1993年の間大きく増加し、1993年から1999年は少しだけ減少した)の間増加したが、プラスの相関関係においては、この近年(1993年から1999年の間)の減少の主要な結論は不明瞭なだけかもしれない。

判断基準から見ていくと相関関係は、イングランドとウェールズ (0.67) とスイス (0.76) では積極的であり、アメリカ合衆国 (-0.97) とカナダ (-0.83) では消極的であり、そして、他の4か国ではほぼ変化がないといえる。しかし、これらの相関関係はカナダでは1981年から1998年の間の4年間だけ、スコットランドは1981年から1999年の間の、スイスでは1985年から1999年の間の5年間基本となっているということを覚えておくべきである。

図2は、8か国の記録された不法目的侵入罪の記録された犯罪率の変化を示している。



参照: Michael Tonry and David P. Farrington (eds.), Crime and Punishment in Western Countries, 1980 - 1999, Crime and Justice A Review of Research, Vol.33, Chicago and London: The University of Chicago Press, 2005

図2によると、8か国すべてで記録された不法目的侵入罪が変化していることを示す。そして、少なくとも、1995年以降、記録された不法目的侵入罪はほとんどの国で低下した。

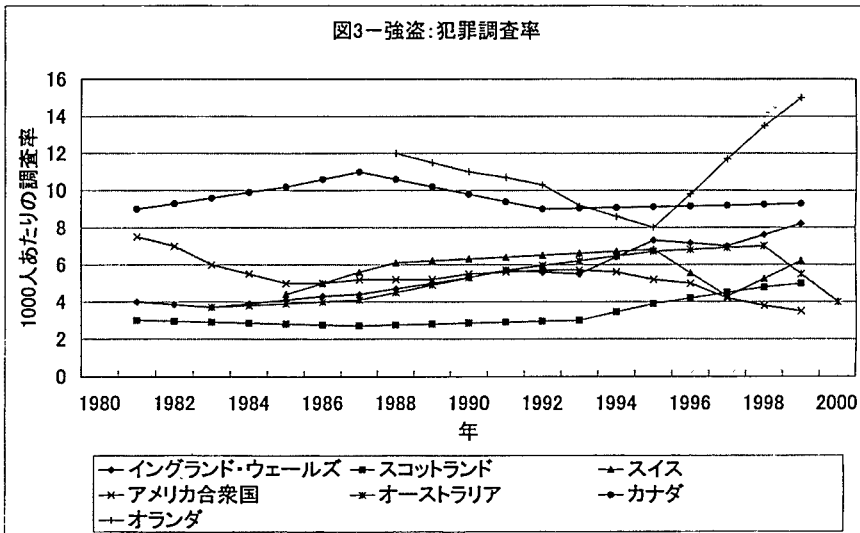
この率は、スコットランドとオーストラリアで全体の期間に渡って最も高く、スイスとスウェーデンでは最も低い。20年以上もの間で、この率はオーストラリアでは段々と増加し、アメリカ合衆国では、段々と低下し、カナダでは徐々に下降していった。

相関関係においては、表1で記録された不法目的侵入罪の率と年の中で、オーストラリア (0.97)、スイス (0.87)、オランダ (0.78)、およびイングランド・ウェールズ (0.48) がプラスの相関関係、アメリカ合衆国 (-0.95)、スコットランド (-0.64) カナダ (-0.56) およびスウェーデン (-0.44) でマイナスの相関関係であることを示す。

被害者調査データと警察記録の両方によれば、不法目的侵入罪の率は1990年代には、ほとんどの国で低下し、カナダ、イングランド・ウェールズ、オランダ、スコットランド、アメリカ合衆国では著しい低下を生じている。

2. 2 強盗

図3は、強盗の犯罪調査率を示す。

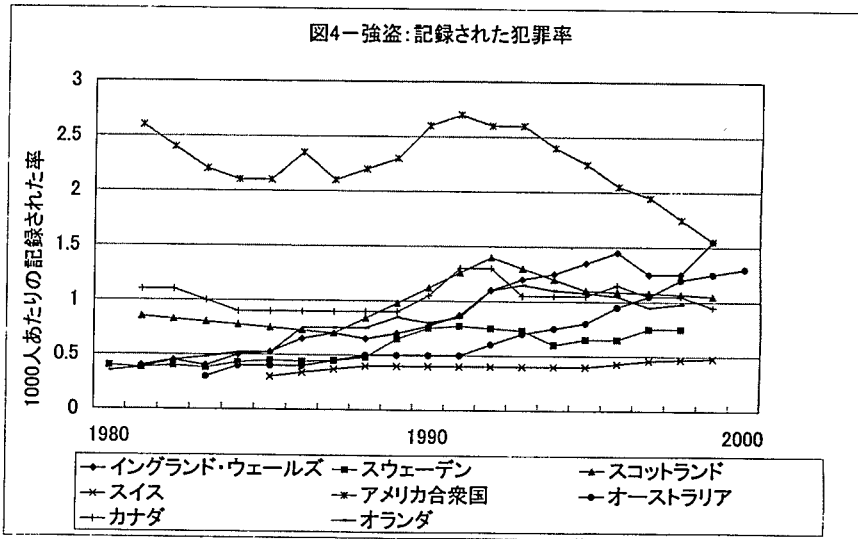


参照：Michael Tonry and David P. Farrington (eds.), Crime and Punishment in Western Countries, 1980 - 1999, Crime and Justice A Review of Research, Vol.33, Chicago and London: The University of Chicago Press, 2005

そのパターンは、多くの国で不規則であり、不法目的侵入罪ほど一貫していない。これは少なくとも、被害者調査のデータポイントの制限された数から生じているかもしれない。20年間を通して一つの平均あるいは調査での強盗率はカナダとオランダで最も高く、スコットランドで最も低い。しかし、1999年は、アメリカ合衆国で調査での強盗率は最も低い。しかし、この図の中にはスウェーデンは含まれていない。

表1での相関関係は、調査での強盗率がイングランド・ウェールズ (0.91) とスコットランド (0.74) で、時間が経つにつれて増加しているが、アメリカ合衆国 (-0.69) では時間が経つにつれて減少している。他の4カ国では相関関係はほぼ変化がないといえる。

図4は、記録された強盗の犯罪率を示す。



参照：Michael Tonry and David P. Farrington (eds.), Crime and Punishment in Western Countries, 1980 - 1999, Crime and Justice A Review of Research, Vol.33, Chicago and London: The University of Chicago Press, 2005

報告された強盗率は1990年代のアメリカ合衆国、カナダ、スコットランドでは減少し、イングランド・ウェールズとオーストラリアでは増加し、他の国では、明確な傾向をまったく示さなかった。20年間の平均を通して見て、この率はアメリカ合衆国で最も高く（1998年まで）、スイスで最も低かった。

表1において、相関関係は率が完全にオーストラリア(0.97)、イングランド・ウェールズ(0.96)、オランダ(0.93)、スウェーデン(0.91)、スイス(0.8)そして、スコットランド(0.49)増加し、アメリカ合衆国(-0.43)で減少し、カナダ(0.07)では、変化しなかったことを示す。

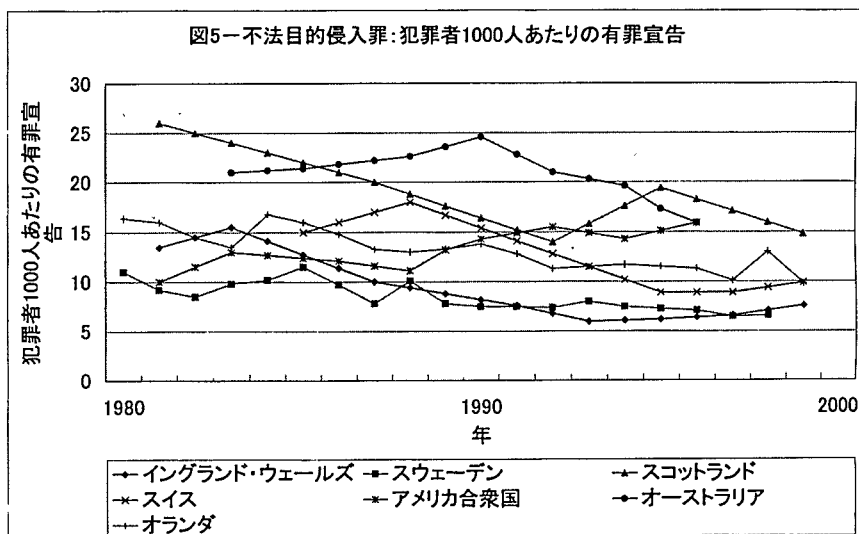
ここで集約されたデータは、多くの結論、いくつかの実体といくつかの方法論を支持することができる。不法目的侵入罪の率は調査と記録されたデータの両方が、1990年代の後半に、ほとんどの国で下がった。ほとんどの国で、2つ調査と記録されたデータ資料が非常に調和することにより、傾向が明らかにされる。そして、ほとんどの国で、不法目的侵入罪が一致することを疑うことはないだろう。しかし、強盗における傾向は、ほとんど一致していない。アメリカ合衆国とイングランド・ウェールズだけが、調査と記録された犯罪率が非常に一致した。両方のデータ資料によると、1990年代における強盗率は、アメリカ合衆国では減少し、イングランド・ウェールズでは増加した。表1における相関関係は、ほとんどの国（カナダを除く）で記録された強盗率は一般に増加した。しかし、スコットランドは例外で、強盗の調査率は類似した増加を見なかった。オーストラリア、オランダ、カナダ、およびスイスにおける、強盗の調査率の傾向は強盗の記録された率とかけ離れていて明確ではなかった。そのことから、犯罪予防に対する刑罰政策の有効性について、手にあるデータが、国家間の結論と十分に比較可能な結論を導き出せるかは疑わしいといえる。しかしながら、手にあるデータは、刑罰の使用と厳格さという点においては国家間の縦断的な違いについて結論を導くことができる。

私たちは、刑罰に関する3つ尺度（犯罪者1000人あたりの有罪宣告の数、有罪宣告に続く、拘禁刑の蓋然性、および、拘禁施設における平均的な刑期）に焦点を当てる。犯罪率は、これらの多様なリスクと確実性の指標と関連している結びつき方はそれぞれ違っていろいろあるのである。

### 3. 諸外国の刑罰比較

#### 3. 1 不法目的侵入罪

図5は、被害者調査の不法目的侵入罪率から判断された、不法目的侵入罪の犯罪者1000人あたり有罪宣告の数の変化を示したものである。



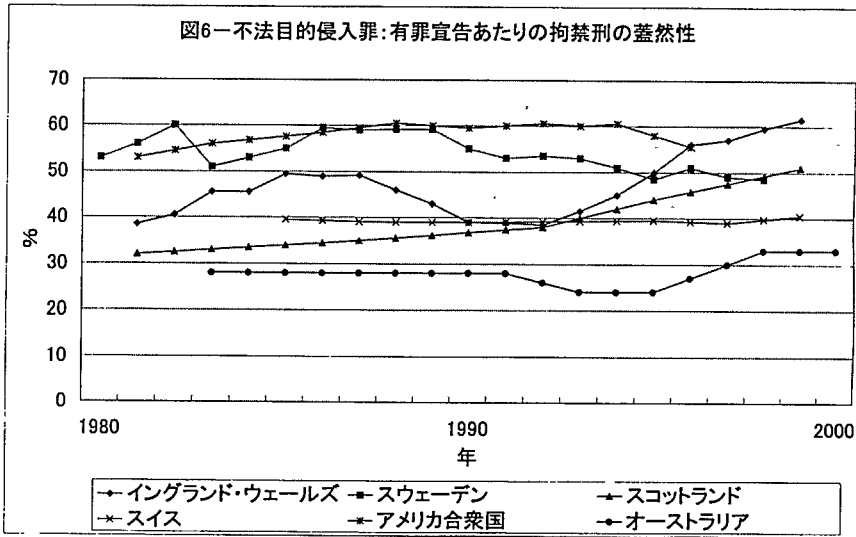
参照：Michael Tonry and David P. Farrington (eds.), Crime and Punishment in Western Countries, 1980 - 1999, Crime and Justice A Review of Research, Vol.33, Chicago and London: The University of Chicago Press, 2005

これは、刑罰の確実性の基準を見ることができる。この図にはカナダがないが、それは、1994年より前の有罪宣告データを利用することができなかったためである。この図からアメリカ合衆国だけが、この意味での刑罰の確実性が増加した。また、犯罪者1000人あたりの有罪宣告の数は、オーストラリアとスコットランドで最も多く、スウェーデンとイングランド・ウェールズで最も少ない。

表1との相関関係は、不法目的侵入罪あたりの有罪宣告の蓋然性は、イングランド・ウェールズ (-0.89)、スウェーデン (-0.84)、スコットランド (-0.83)、オランダ (-0.87)、オーストラリア (-0.84)、及びスイス (-0.86) で時間の経過と共に、減少し、しかしアメリカ合衆国 (0.82) では、増加している。

図6は、不法目的侵入罪で有罪宣告を受けた後に、拘禁刑になる蓋然性を表している。



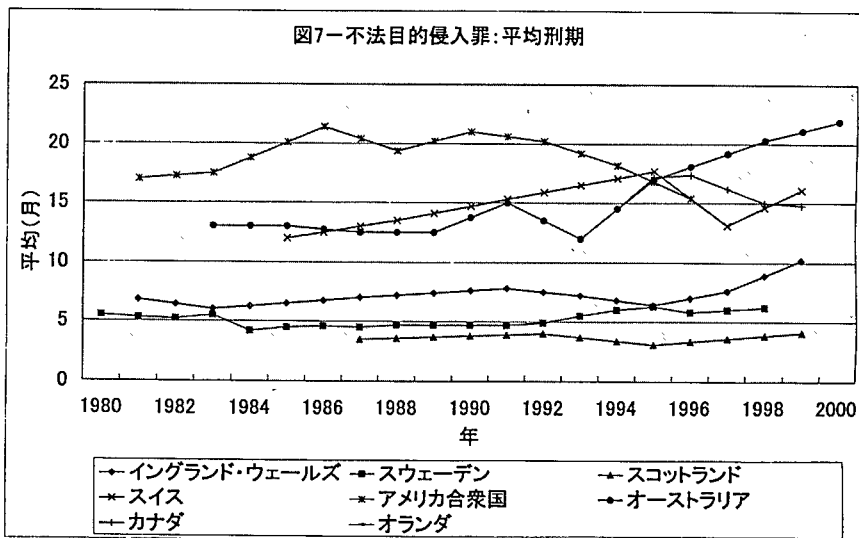


参照：Michael Tonry and David P. Farrington (eds.), Crime and Punishment in Western Countries, 1980 - 1999, Crime and Justice A Review of Research, Vol.33, Chicago and London: The University of Chicago Press, 2005

この図からは、刑罰の厳格さの基準の変化を見ることができる。これは、アメリカ合衆国とスウェーデン（少なくとも1994年まで）で、最も高く、オーストラリアで最も低い。

表1との相関関係は、この蓋然性が時間の経過と共に増加しているのが、スコットランド(0.93)、イングランド・ウェールズ(0.60)、オーストラリア(0.53)、アメリカ合衆国(0.41)およびスイス(0.40)で、しかしスウェーデン(-0.63)では、時間の経過と共に減少している。

図7は、不法目的侵入罪の拘禁刑あたりの平均刑期を表している。



参照：Michael Tonry and David P. Farrington (eds.), Crime and Punishment in Western Countries, 1980 - 1999, Crime and Justice A Review of Research, Vol.33, Chicago and London: The University of Chicago Press, 2005

この図から、刑罰の厳しさの基準における変化をみることができる。これは、アメリカ合衆国で最も高く（1994年まで）、スウェーデンとスコットランドで最も低い。

表1の相関関係は、オーストラリア（0.82）、イングランド・ウェールズ（0.74）、スイス（0.62）、スウェーデン（0.53）、およびスコットランド（0.43）で時間の経過と共に増加したが、アメリカ合衆国（-0.12）ではそうではなかったということを示している。

表2は、不法目的侵入罪と強盗の犯罪率の調査の相関関係を示している。

表2 犯罪率調査における相関関係

|                  | イングランド・ウェールズ | アメリカ合衆国 | スウェーデン | スコットランド | オランダ | オーストラリア | カナダ  | スイス  |
|------------------|--------------|---------|--------|---------|------|---------|------|------|
| <b>不法目的侵入罪</b>   |              |         |        |         |      |         |      |      |
| 記録された率           | .91          | .98     | .26    | .74     | .49  | -.10    | .76  | .96  |
| 有罪宣告 / 1000人の犯罪者 | -.89         | -.86    | -.37   | -.35    | -.10 | -.45    |      | -.85 |
| 拘禁の蓋然性 / 有罪宣告    | .12          | -.48    | .10    | -.43    |      | .20     |      | .03  |
| 平均刑期             | .10          | -.01    | -.01   | .00     |      | .40     |      | .13  |
| <b>強盗</b>        |              |         |        |         |      |         |      |      |
| 記録された率           | .94          | .81     |        | -.01    | -.34 | .27     | -.81 | .20  |
| 有罪宣告 / 1000人の犯罪者 | -.10         | -.66    |        | -.83    | -.71 | -.17    |      | -.93 |
| 拘禁の蓋然性 / 有罪宣告    | -.56         | .17     |        | .55     | .22  | -.23    |      | -.39 |
| 平均刑期             | .79          | -.18    |        | -.12    | .63  | .15     |      | .34  |

参 照：Michael Tonry and David P. Farrington (eds.), Crime and Punishment in Western Countries, 1980 - 1999, Crime and Justice A Review of Research, Vol.33, Chicago and London: The University of Chicago Press, 2005

不法目的侵入罪の1000人の犯罪者に対する調査の犯罪率の有罪宣告についての相関関係は、イングランドとウェールズ（-0.89）、アメリカ合衆国（-0.86）、およびスイス（-0.85）で明らかに消極的であったが、他の4カ国では明らかにそうではなかった。

しかしながら、これら全ての相関関係は、時間の経過とともに起こる犯罪率の影響を及ぼすかもしれないが、そこから見るることができるものは、仮説からこれらのデータを立証する、あるいは、反証をあげることができないように、たくさんの他の要因の調整の欠如によって、制限されてしまう。

ところが、データを用いていくつかの仮説の立証するようなことをまったく提供しないで、結末をつけることができる。それは、たとえば、不法目的侵入罪率の調査では、処罰の厳格さについて負な関係であるということである。表2は不法目的侵入罪の平均的刑期が、5カ国が0に近づき、他の国（オーストラリア）は、正（0.40）の関係であるということを示している。

不法目的侵入罪における調査と記録の犯罪率は、時間の経過とともに、アメリカ合衆国（0.98）、スイス（0.96）、イングランド・ウェールズ（0.91）、カナダ（0.76）、スコットランド（0.74）そしてオランダ（0.49）が関連しているが、スウェーデン（0.26）では、あまりそうではなかった、そして、オーストラリア（-0.10）では、全くそうではなかった。拘禁の蓋然性に続く有罪宣告

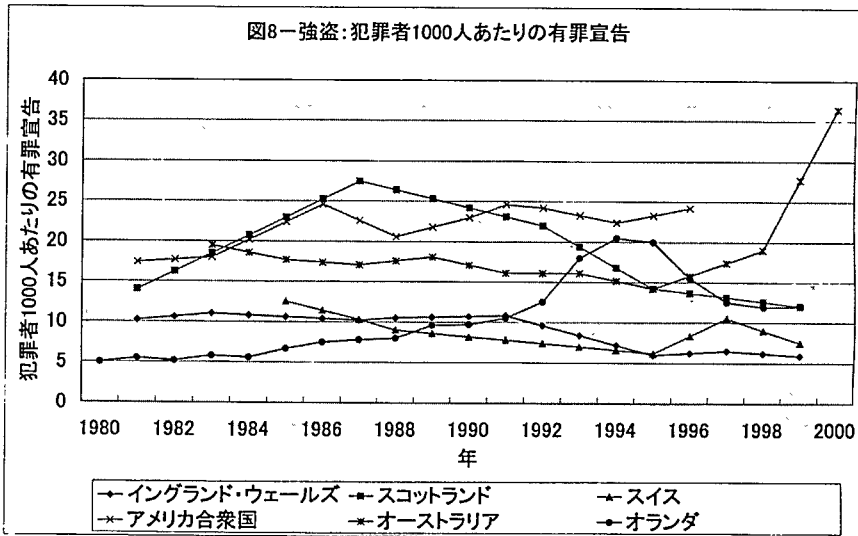
と、犯罪率調査の間の相関関係は、アメリカ合衆国 (-0.48) とスコットランド (-0.43) だけ、実質的であり、否定的であった。

調査と記録された強盗率は、イングランド・ウェールズ (0.94) とアメリカ合衆国 (0.81) で、非常に関連したが、いかなる他の国でも関連したというわけではない。カナダ (-0.81) の否定的関連性は、4年間だけに基いている。1000人の犯罪者あたりの有罪の数は、スイス (-0.93)、スコットランド (-0.83)、オランダ (-0.71) およびアメリカ合衆国 (-0.66) で強盗率の調査と否定的に関連しているが、イングランド・ウェールズ (-0.10) とオーストラリア (-0.17) では、関連性は低かった。

強盗の有罪宣告に続く拘禁の蓋然性は、イングランド・ウェールズ (-0.56) だけで強盗率の調査が否定的に関連付けられる。スコットランド (0.55) では、相関関係は積極的であった。強盗の平均的刑期期間は、オランダ (-0.63) でだけ、強盗率の調査と否定的に関連している。相関関係は、イングランド・ウェールズ (0.79) で積極的であった。したがって、犯罪率が刑罰の厳格さと関連するという証拠はないにもかかわらず、事件の大多数は、刑罰のリスクと関連した。

### 3. 2 強盗

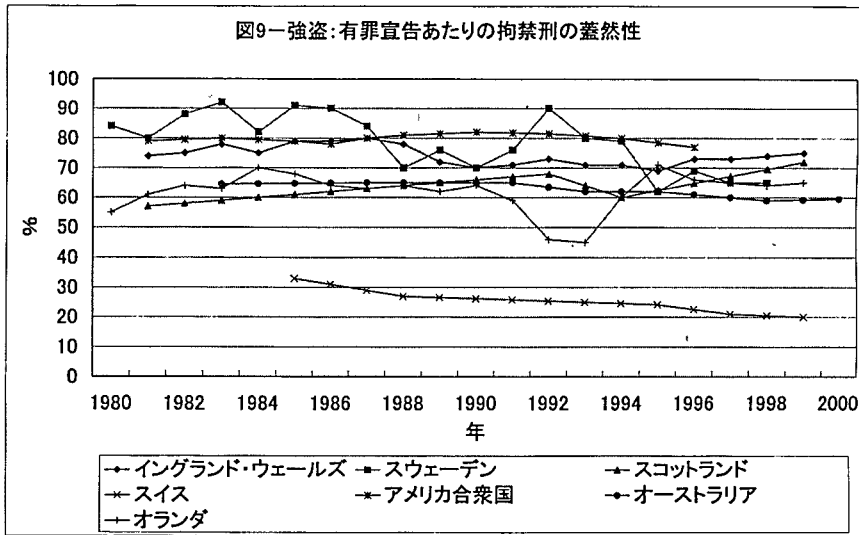
図8は、1000人の強盗犯あたりの有罪宣告の数を示している。



参 照：Michael Tonry and David P. Farrington (eds.), Crime and Punishment in Western Countries, 1980 - 1999, Crime and Justice A Review of Research, Vol.33, Chicago and London: The University of Chicago Press, 2005

これは、一般に、スコットランドとアメリカ合衆国で高く、そして一般に、スイスとイングランド・ウェールズで低い。表1との相関関係は、オランダ (0.77)、アメリカ合衆国 (0.74)、およびオーストラリア (0.45) で時間の経過とともに増加し、そして、イングランド・ウェールズ (-0.88)、スイス (-0.62)、そして、スコットランド (-0.33) で時間の経過とともに減少している。

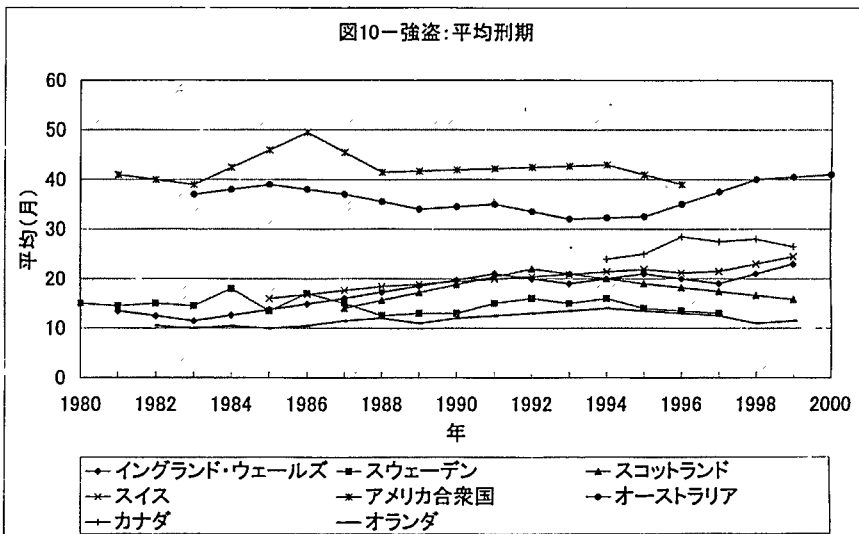
図9は、強盗における有罪判決あたりの拘禁刑の蓋然性を示している。



参 照 : Michael Tonry and David P. Farrington (eds.), Crime and Punishment in Western Countries, 1980 - 1999, Crime and Justice A Review of Research, Vol.33, Chicago and London: The University of Chicago Press, 2005

これは、スイスで最も低く、一般的にスウェーデンとアメリカ合衆国で最も高い。表1における関連性は、それは、スイス (-0.92)、オーストラリア (-0.90)、スウェーデン (-0.73)、そしてイングランド・ウェールズ (-0.60) では、時間の経過とともに減少し、スコットランド (0.81) では、増加している。

図 10 は、強盗における平均的刑期を示している。



参 照 : Michael Tonry and David P. Farrington (eds.), Crime and Punishment in Western Countries, 1980 - 1999, Crime and Justice A Review of Research, Vol.33, Chicago and London: The University of Chicago Press, 2005

これは、アメリカ合衆国と、オーストラリアでもっとも長く、オランダとスウェーデンでもっとも短い。表1の相関関係によれば、それは、スイス(0.99)、イングランド・ウェールズ(0.92)、そしてオランダ(0.79)では時間の経過とともに短くなり、他の4カ国では著しい変化はなかった。

### 3. 諸外国の刑罰比較

次に、隣国間における、犯罪傾向と刑罰についてみていこう。

アメリカ合衆国とカナダは隣国であるが、結論が必ず一致しているわけではない。

アメリカ合衆国の犯罪率が上昇したときカナダも上昇したように、犯罪傾向は2か国が密接に関連しているが、拘禁率について、アメリカ合衆国は連続的に上昇したが、カナダは、40年もの間、本質的には平坦なままであったように2か国の処罰性の傾向は全く似ていない。

もし、犯罪の量が増加したり、刑事上のどうしようもない要因で、アメリカ合衆国の拘禁率と刑務所が膨らんだのだとしたら、なぜ、同じようなことがカナダでは起きなかったのだろうか。もし、1990年以降アメリカ合衆国の犯罪率が下がった要因が、刑罰の厳罰化と、高い拘禁率だったならば、カナダの率が下がった要因は何だったのだろうか。

2での図でも示されたように、拘禁刑の蓋然性に与えられる有罪宣告、記録された犯罪あたりの予測される拘禁日数、有罪宣告あたりの予測される拘禁日数、拘禁者の平均服役時間など、アメリカ合衆国の政策は、あらゆる調査において、8つの国の中で最も懲罰的であるといえる。しかし、国の刑罰政策は拘禁率だけではなく、より複雑な方法で変化すると言える。たとえば、スウェーデンは、有罪に与えられる高い拘禁率の蓋然性と、相対的に短い刑期を与えることを結合させることによって、低い拘禁率を成し遂げ、スイスは、相対的に長い刑期と拘禁の低い確率とを結合させることによって(拘禁が課されることが少ない)、有罪を宣告された犯罪者の低い拘禁率を成し遂げると比較することができる。

よく似た文化を持つ隣接した国のほかの組やセットは、それ以上に犯罪と刑罰の間の関係が変えられないわけではないという論証を提供する。その例として、スカンジナビアが最もよく提供される。スカンジナビアとは、デンマーク、フィンランド、ノルウェー、スウェーデンの4か国である。

1か国の犯罪率が上昇するとき、全てが上昇し、1か国が下がる時全てが下がるというように、4か国の公式資料によって示される犯罪率の傾向は40年以上もの間、平行して動いていた。しかし、拘禁に関しては、デンマーク、ノルウェー、スウェーデンの3か国が、1960年から2000年の広範囲において10万人当たり、50～70人と安定していたが、フィンランドは、1960年には、10万人当たり180人であったのに対し、2000年には、10万人当たり60人と3分の2も減ったのである。

もし、刑罰が犯罪に影響するならば、フィンランドの犯罪率は急上昇すべきであり、スカンジナビアの犯罪率のフィンランドを除いたほかの国々と比較すべきである。だが、反対にフィンランドの犯罪傾向は、スカンジナビアの残りに平衡して近づき、そして最後までフィンランドは、スカンジナビアの2番目に低い犯罪発生率を持つ初期の相対的な位置を保った。したがって、何がフィンランドで起きたのだろうか。

もし、厳しい処罰とより高い拘禁率が、犯罪率を減少させるべきならば、厳しいそして上昇した犯罪の拘禁率を長い期間支えるべきではないだろうか。必ずしも、長期間の刑罰の厳しさと拘禁率の減少は関係ないのだろうか。犯罪は増えないのだろうか<sup>(3)</sup>。

私たちは、国家の効果の違いから、犯罪率における刑罰政策と実践における国家の違いの犯

罪率に与える効果について強力な結論を導くことはできない。

James Q. Wilson が、「社会科学者が、何故、ある一部の人が他の人々より犯罪を犯す率が高いのかについて大きな成果を得たが、何故、それぞれの国についての犯罪率が違うのかを理解することはうまく説明できない<sup>(4)</sup>」というように、国家の法律と政治文化の国ごとに違い、制度的な配慮、国の基本的な伝統と価値が、犯罪と刑罰の両方をどのように形作っているか、あるいは形作っていないのかを誰一人として、数値化で来ていなかったといえる。

国家の犯罪率、法的な刑罰の蓋然性と厳しさ、そして国家間の違いの傾向を説明するのは簡単なことではない。なぜなら、そこには法、測定方法、記録されたデータ、社会、文化、政治要素など国家間と時間を越えた巨大な比較の問題があるからである。しかし、その説明、解明に近づくことの第一歩は、時間と場所を越えた同種のデータを手に入れることである。そして、その犯罪と事例処理データを可能な限り国と時間を横断する同種のを調整し、分類し直す必要があるとき、共通の型を取り計算の公式を導き出す<sup>(5)</sup> ことができるのである。

#### 4. むすびにかえて

現在ある、わが国の刑務所の過剰収容という状況の下では、きめ細かい処遇をできないという実態がある。昨年の監獄法改正により、受刑者処遇が現状よりも改善されるかもしれないが、過剰収容から脱却する具体的な手立てを講じない限りは、根本的な解決にはならない。

厳罰化は、過剰収容を促進し、受刑者処遇の貧困化、再犯、再入所という悪循環を生じかねない。

また、厳罰化により、犯罪抑制の明らかな効果が見られるかどうか、どのような刑罰がどの程度犯罪抑制効果を持っているかは、時と場所によって違ってくるであろうことであるから、刑罰の抑止効果について、厳罰化で犯罪が抑止できるなどと単純な結論を出すことはできない<sup>(6)</sup>。

本稿で、諸外国の犯罪状況と刑罰状況を見てきたように、同じような状況がわが国でもいえるのか、また、犯罪と事例処理データを可能な限り同種のを整理し、分類し直したときに得られる計算の公式にわが国も当てはまるのであろうか、それが刑務所増設等、刑務所収容定員数を増やすことによって刑務所の過剰収容を緩和するのではなく、刑務所人口を必要最低限に抑えていく、刑務所の過剰拘禁から脱却する何らかの手がかりになるのではないかということ今後の課題として研究を続けていきたいと考えている。

(1) 藤本哲也「アメリカの刑務所人口はなぜ増加したのか？」刑政第112巻第9号（2001年）16 - 27頁。

(2) Michael Tonry and David P. Farrington (eds.), *Crime and Punishment in Western Countries, 1980 - 1999, Crime and Justice A Review of Research, Vol.33*, Chicago and London: The University of Chicago Press, 2005, pp16 - 17.

(3) Michael Tonry and David P. Farrington (eds.), *ibid.*, pp1 - 11.

(4) Wilson James Q. 2002. "Crime and Public Policy." In *Crime: Public Policies for Crime Control*, edited by James Q. Wilson and Joan Petersilia. Oakland, Calif: ICS Press, p.537

(5) Michael Tonry and David P. Farrington (eds.), *op.cit.*, pp31 - 33

(6) 森村進「リバタリアニズムと刑罰論」、法律時報78巻3号（2006）24 - 30頁。